|  |
| --- |
| 誓　約　書  滋　賀　県　知　事  　　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第９条の３第１号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。  年　　　月　　　日  住　　所  氏　　名  （法人にあっては名称及び代表者の氏名）  【特定不利益処分】  ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第７条の３及び第14条の３（法第14条の６において準用する場合を含む。））  ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第９条の２及び第15条の２の７）  ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第９条の２の２第１項若しくは第２項及び第15条の３）  ④再生利用認定の取消し（法第９条の８第９項（法第15条の４の２第３項において準用する場合を含む。））  ⑤広域認定の取消し（法第９条の９第10項（法第15条の４の３第３項において準用する場合を含む。））  ⑥無害化認定の取消し（法第９条の10第７項（法第15条の４の４第３項において準用する場合を含む。））  ⑦二以上の事業者による処理に係る認定の取消し（法第12条の７第10項）  ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の３）  ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の４第１項（法第19条の10第１項において準用する場合を含む。）、第19条の４の２第１項、第19条の５第１項（法第19条の10第２項において準用する場合を含む。）及び第19条の６第１項） |